

市長定例記者会見資料

平成30年3月5日

部 課 名	建設部 道路課	電 話	6 1 - 4 4 1 4
課 長	中村 一幸	担 当 者	高瀬 文三郎
<p>1. 件 名 「しゅなん通報アプリ」の運用開始について</p> <p>2. 目 的 市が管理する道路、河川、公園などの公共施設の異状箇所について、市民の方から情報を頂くことにより、早期発見・早期対応を図り、安心・安全なまちづくりを目指すものです。</p> <p>3. 運用開始日 平成30年4月1日（日）より運用を開始します (ダウンロードが可能となります。)</p> <p>4. アプリのダウンロード場所 iOS ⇒ Apple Store Android ⇒ Google Play</p> <p>5. 内 容 道路の穴ぼこ、護岸や公園遊具の破損などを発見した際、現場の状況や位置をスマートフォンのカメラとGPS機能により、簡単に市へ通報が行えるものです。 現場の状況や正確な位置を把握することで、異状箇所の早期対応が行うことができます。</p> <p>【通報の種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎道路施設の異状箇所 ⇒ 道路課 ◎河川施設 〃 ⇒ 河川港湾課 ◎公園施設 〃 ⇒ 公園花とみどり課 ◎不法投棄 ⇒ リサイクル推進課 <p>※通報が行われると、各施設の管理担当課へメールが送信されます。</p> <p>6. そ の 他 別添資料のとおり</p>			

4月1日
スタート!!

異状箇所を発見したら
スマホで通報!

しゅうなん 通報 アプリ

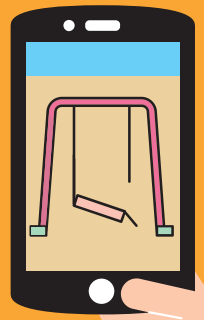


通報の事例

道路の穴ぼこ



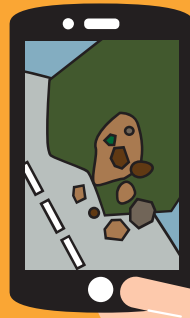
公園遊具の破損



不法投棄



落石



護岸の破損



「しゅうなん通報アプリ」とは?

市民の皆さまから、お手持ちのスマートフォンを利用して、市が管理する、道路、河川、公園などの公共施設の異状箇所や、ごみの不法投棄などの情報を頂くことにより、

市民の皆さまと共に、異状箇所の早期発見、早期対応を図り、安心・安全なまちづくりを目指すものです。



通報までの流れ

1

アプリを起動し、現場を撮影。表示されたGPSで現場の位置を確認。異状状況を選択して、コメントを付けて送信



2

施設管理者が通報を受ける。



3

施設管理者が、異状箇所の場所・状況を把握



4

修繕などの対応をする



5

対応状況はアプリで確認できる



FREE
無料

しゅうなん通報アプリ
ダウンロードはこちらから



周南市内で異状箇所を発見した際には、ぜひアプリを活用して、情報提供をお願いします。

iPhone版



Android版



※ダウンロード時の通信料は、利用者負担です。

※通報は匿名となりますので、通報者の氏名や連絡先の入力は不要です。また、通報によりメールアドレス等の個人情報取得することは、一切ありません。

※現在先行配信で、両ストアよりアプリのダウンロードは可能ですが、3月31日(土)までは、テスト運用期間となっておりますので、ご利用いただけません。翌日の4月1日より、自動的に利用可能となりますので、ご注意ください。

「しゅうなん通報アプリ」について

アプリの名称について

「しゅうなん通報アプリ」

アプリの内容について

スマートフォンのカメラで、現場を撮影することで、GPS機能により正確な位置情報を取得します。その後、異状の種類を選択項目から選び、現場の状況などのコメントを添えて送信するだけで、市（施設管理者）へ情報を送ることができます。

通報を受けた施設管理者は、写真やコメント、GPSにより正確な異状箇所を把握することができ、迅速な対応が可能となります。また、対応状況についても同アプリ内で確認することが出来ます。

個人情報の保護について

通報は匿名となりますので、通報者の氏名や連絡先の入力は不要です。また、通報によりメールアドレス等の個人情報を取得することはありません。

アプリの利用について

iOS、Androidに対応しており、それぞれ Apple Store や Google Play などのアプリ配信サイトで、平成 30 年 4 月 1 日（日）より無料でダウンロードできます。

通報の内容について

- | | | |
|---------|---|--------------------|
| ●道路（施設） | ⇒ | 通報と同時に「道路課」へメールが送信 |
| ●河川（施設） | ⇒ | // 「河川港湾課」 // |
| ●公園（施設） | ⇒ | // 「公園花とみどり課」 // |
| ●不法投棄 | ⇒ | // 「リサイクル推進課」 // |

その他の機能について

ボランティア活動等を行った場合などについて投稿（任意）が行える「“共に” 報告」の機能を有しています。

アプリの周知方法について

- ・市ホームページおよび SNS（フェイスブック）等に掲載。
 - ・PR 用チラシ（A4） 5,000 枚
 - ・ポスター（A2） 200 枚
- } 市の関連施設等への配置やイベント等で配布。
- ・広報しゅうなんに掲載。（3/15 号に 1 頁）
 - ・PR チラシを自治会に回覧。（広報に併せて）

問合せ

建設部道路課維持担当 ☎0834-61-4414